

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

ブラジル 編

2011年3月



第4節 原産地の地理的表示

法律によれば、地理的表示とは、出所又は原産地名称を表示することである（産業財産法第176条）。

原産地の表示とは、国、都市、地方又はその領土内の場所であって、一定の製品の抽出、生産若しくは製造、又は一定のサービスの提供に係わる場所として認知されているものをいう（産業財産法第177条）。

原産地とは、国、都市、地方又はその領土内の場所であって、専ら又は本質的に、その自然的及び人的要因を含む地理的地域に起因する属性及び特徴を備えた製品又はサービスを指定するものをいう（産業財産法第178条）。

出所及び原産地の表示に与えられる保護は、地理的表示の図式的表現又は図面、及びその名称が地理的表示である国、都市、地方又はその領土内の場所の表示にも及ぶ（産業財産法第179条）。

もともと、地理的表示が製品又はサービスを指示するものとして一般に使用されるようになったときは、その名称は地理的表示とはみなさない（産業財産法第180条）。

出所又は原産地の表示を構成しない地理的表示は、それが虚偽の出所を示唆するものではないことを条件として、商品商標又はサービス商標の特徴的要素として使用することができる。ただし、当該地理的表示が虚偽の原産を誘導しないことを条件とする（産業財産法第181条）。

産業財産法は、出所の地理的表示の使用がその場所において業を営む生産者及びサービス提供者に限定されることを定めており、またさらに、出所表示に関しては、品質上の要件を充足していることを義務づけている（産業財産法第182条）。INPIは、出所の地理的表示の登録要件を定めている（産業財産法第181条補項）。

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ブラジル編

[著者]

Ana Saito da Costa

Karina Hata

Mário Massanori Iwamizu

LAUTENSCHLEGER, ROMEIRO e IWAMIZU Advogados

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2011年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。